

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称		共立インシュアランス・ブローカーズ株式会社		
■取組方針掲載ページのURL :		https://www.kibj.com/company/kokyuhoni_240624_torikumi		
■取組状況掲載ページのURL :		https://www.kibj.com/company/kokyuhoni_240624_torikumi		
原則 2	【顧客の最高の利益の追求】		実施	取組方針. 1 お客様の利益の追求について
	金融事業者は、高度の専門性と顧客倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正な業務を行い、顧客の最高の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。		実施	取組方針. 1-1 当社ビジネスモデルについて
原則 3	【利益相反の適切な管理】		実施	取組方針. 2 利益相反の管理について
	金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。		実施	取組方針. 2-1 利益相反の可能性について
原則 4	【手数料等の明確化】		実施	取組方針. 3 手数料等の設定について
	金融事業者は、顧客を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対象に関するのかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。		実施	取組方針. 3 手数料等の開示について
原則 5	【重要な情報の分かりやすい提供】		実施	取組方針. 4 情報の提供について
	金融事業者は、顧客への情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。		実施	取組方針. 4 情報の提供について
原則 6	(注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。		実施	取組方針. 4-1 重要な情報について
	<ul style="list-style-type: none"> 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む) 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性のある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響 		実施	取組方針. 4-1 重要な情報について
(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することができる可能性があるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである(注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。		非該当	取組方針. 4-2 パッケージ商品について
	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であるべく、説解を招こしない誠実な内容の情報提供を行なうべきである。		実施	取組方針. 4-3 わかりやすい情報の提供について (1)
(注4)	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複数に見合った情報提供を行なう場合に、分岐や複数で異なる場合に、顧客において同種の商品の販売・推奨等を行なう場合には、商品において同種の商品の内容と比較することにより容易となるように配意した資料を用いつつ、リストアリーナの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすくて丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。		実施	取組方針. 4-4 わかりやすい情報の提供について (2)
	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際に、情報の重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。		実施	取組方針. 4-5 わかりやすい情報の提供について (3)
原則 7	【顧客にふさわしいサービスの提供】		実施	取組方針. 5 商品・サービスの提供について
	金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的、ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行なうべきである。		実施	取組状況. 5 商品・サービスの提供について
(注1)	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に際し、以下の点に留意すべきである。		実施	取組方針. 5-1 最適な商品・サービスの提供について
	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の意向を確認の上で、まず、顧客のラップフラン等を踏まえた自社資本額や全資本と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行なうこと 具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各手法の特徴を踏まえて横断的に、類似の商品や代替品・サービスとの内容(手数料等を含む)と比較しながら行なうこと 金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基き、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと 		実施	取組状況. 5-1 最適な商品・サービスの提供について
(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。		非該当	取組方針. 5-2 パッケージ商品について
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成にあたり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売において携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。		非該当	取組方針. 5-3 金融商品の組成について
(注4)	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引報酬を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行なう場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。		非該当	取組方針. 5-4 複雑又はリスクの高い金融商品について
	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行なうべきである。		実施	取組方針. 5-5 金融商品の内容について
原則 8	【従業員に対する適切な動機づけの伴続み等】		実施	取組方針. 6 従業員に対する動機づけについて
	金融事業者は、顧客の最高の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの仕組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。		実施	取組状況. 6 従業員に対する動機づけについて
(注)	金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に則して実施する内容及び実施しない代わりに講じた代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するところに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。		実施	取組方針. 6-1 社内における業務支援体制について
	金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に則して実施する内容及び実施しない代わりに講じた代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するところに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。		実施	取組状況. 6-1 社内における業務支援体制について

部署

連絡先	電話番号: 03-5962-3095 メールアドレス: kanri@kibj.co.jp
-----	---